

令和3年第2回上三川町議会定例会会議録

令和3年3月3日（水）

1 目 目

（条例・補正予算等上程、審議、質疑、討論、採決）
（令和3年度当初予算上程、予算特別委員会設置・付託）

令和3年3月3日～3月16日

町議会定例会会議録

令和3年3月3日第2回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田崎 幸夫	第2番 鶴見 典明
第3番 篠塚 啓一	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 海老原友子	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 田村 稔
第11番 津野田重一	第12番 稲見 敏夫
第13番 高橋 正昭	第14番 石崎 幸寛

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 渡邊由紀子
書記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町長	星野 光利	副町長	和田 裕二
教育長	氷室 清	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	大山 光夫
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	柴 光治
上下水道課長	川島 勝也	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 上三川町新型コロナウイルス感染症対応基金条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 上三川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 上三川町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 上三川町介護認定調査員設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第18号 令和2年度上三川町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第19 議案第19号 令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第20号 令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第21号 令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第22号 令和2年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第23号 令和2年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第24号 令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第25 議案第25号 令和3年度上三川町一般会計予算
- 日程第26 議案第26号 令和3年度上三川町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 令和3年度上三川町介護保険事業特別会計予算

- 日程第28 議案第28号 令和3年度上三川町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 令和3年度上三川町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 令和3年度上三川町水道事業会計予算
- 日程第31 議案第31号 令和3年度上三川町下水道事業会計予算

午前10時00分 開議

○議長【石崎幸寛君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【石崎幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石崎幸寛君】 ご着席ください。

令和3年第2回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定をはじめ、令和3年度当初予算などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待いたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和3年第2回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。

○議長【石崎幸寛君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。小島議会事務局長。

○議会事務局長【小島賢一君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和2年11月分から令和3年1月分までの3か月分が提出されております。

組合議会関係では、令和2年第4回石橋地区消防組合議会定例会審議結果が提出されております。

次に、議員の表彰について報告いたします。去る2月9日に開催されました第72回全国町村議会議長会定期総会において、田村 稔議員が、15年以上にわたり町議会議員として議会活動にいそしみ、地域社会の発展に寄与されたとして、地方議会議員の自治功労者として表彰されました。よって、表彰状の伝達を行います。

田村議員は中央で北向きにお立ちいただきたいと思っております。

(表彰状伝達・授与・拍手)

以上で表彰状の伝達、諸般の報告を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【石崎幸寛君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、4番・神藤昭彦君、5番・小川公威君を指名いたします。

○議長【石崎幸寛君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。10番、議会運営委員長、田村 稔君。

(10番・議会運営委員長 田村 稔君 登壇)

○10番・議会運営委員長【田村 稔君】 本日招集されました令和3年第2回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、2月10日及び22日に議会運営委員会を開き協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案29件、一般質問通告者は7人であります。

会期につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する対応として会期を短縮し、本日3月3日から16日までの14日間といたしました。

1日目の本日は、会期等の決定後、執行部からの議案の全てを上程し、人事案件については質疑・討論を省き、採決をお願いいたします。

議案第4号から第17号及び補正予算である議案第18号から議案第24号については、委員会付託を省き、提案理由説明後、全体質疑、討論を行い、本日採決をお願いいたします。

議案第25号から議案第31号までの令和3年度当初予算については、提案理由の説明後、予算特別委員会を設置し、審査をお願いいたします。

2日目は一般質問をくじで決定した順により7人が行い、3日目から5日目までは休会といたします。

6日目から8日目及び13日目は予算特別委員会を開き、令和3年度当初予算の審査をお願いいたします。

9日目から12日目は休会としますが、9日目は予算特別委員会の審査結果報告書の作成日といたしましたので、委員長等は報告書の取りまとめをお願いいたします。

14日目を最終日とし、特別予算委員長より付託案件の審査結果報告後、採決を行い、全議案を議了としたいと思っております。また、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についても採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告といたします。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から16日までの14日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から16日までの14日間と決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第3、議案第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明いたします。

本案件は、人権擁護委員法の規定に基づき、法務大臣に対し人権擁護委員候補者の推薦をするため、議会の意見を伺うものであります。

現在本町に置かれている6人の人権擁護委員のうち、平成30年7月に委嘱された菊地守人氏が本年6月30日をもって任期満了となります。同氏においては、この間、本町の人権相談、人権啓発活動等の各種活動にご尽力され、今後においても、その高い人格、識見等からご活躍いただけるものと期待することから、同氏を再推薦したく、議会の意見を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については、質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。

議案第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であることに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第4、議案第4号「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第4号「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、全国的に消防団員の充足率の低下が問題となっていることから、消防団員の任命の上限年齢を廃止するとともに、区域外の居住に関する要件を緩和するなど、消防団員の確保を図ることなどを目的として、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 ちょっと確認でもよろしいですか。3ページのほうの、第13条を同条第2項として次の1項を加えるということで、消防団員の水火災、警戒とかということが書いてあって、1回につき3,000円を支給する。ただし、その職務が3時間未満のときは、1,500円とする、とい

うのは、これは変わりはないということですね。今までのとおりということですか。

○議長【石崎幸寛君】 石崎総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 出動手当については、額については変更ないということでございます。
以上です。

○議長【石崎幸寛君】 7番、海老原友子君。

○7番【海老原友子君】 ありがとうございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 消防団の定員が足りないということは私も重々承知してるんですが、今問題、私がしてるのは、幽霊隊員というのでしょうか、出てきたり、出てこなかったり、一度も現われなかったという隊員が大体何人ぐらいいるのか把握しているのでしょうか。その人たちは、真面目に消防団の職務をしている人に対して失礼じゃないか、ということを常々思ってるんです。私も個人的なことなので調べに行くことはできませんが、各分団に相当の数があると承知しております。その把握はできてるかどうか、説明願えますか。

○議長【石崎幸寛君】 石崎総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 あまり消防団活動に参加されない団員ということでございますが、その人数が各部に何人いるかというようなことについては、町としても把握はしてございません。ただ、報酬について、以前は各部に一括して支払っていたところでございますが、現在については、個人に支払うようにしてございます。その関係で、平成30年度におきましては、定員250名に対して250名が確保されてたというような状況でございますが、その後については、令和2年度については、定員実人数で238名ということで、各部におきましても、あまり出勤されない団員については、消防団員から抜けていただいた、というような状況は聞いてございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 安心安全を守る町なんですから、安心安全の根本はこういうことだと私は思ってます。幽霊隊員にもみんな団結力というのが発揮されてる、消火に発揮されてるのは大歓迎なんです。来てない人のかばうような風潮があるように私は見えてならないんですね。そうすると、その団員に、僅かな給料でしようが、来ないのに支出しているということは、それを見てる人がいるということです。だから、私にそういうことを言うてくる人がいるということなんですね。私も消防団に入ってホースを持って行ったことがないものですから、分からないんですが、そういうふうに言うということは、そういう団員が数多くいるということなので、その辺はどのように対処するのかお聞かせ願えますか。

○議長【石崎幸寛君】 石崎総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 先ほど答弁いたしましたように、以前はそのような団員がいたということは聞いてございますが、現在については、そのような話は聞いてございませんので、いたとしても、何らかの理由で来られないということで、極めて少ない人数ではないかと思っております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 少ない人数か多い人数かはいいんですね。そういう人がいるかいないかの把握もしないで団員の確保を一生懸命やってるんだということになれば、町長が年中言ってる「安全安心で住んでよかった上三川」にならないんじゃないですかと聞いてるんです。その把握をしたかしないかというのは、消防の係にきちっと調べさせれば分かることでしょうか。そういうことをしているのか。だから、うちの町は何でも事なかれ主義なんですよ、と言いたいわけ。いると言ってるんだから、いるんですよ。いないのにいるという人はいないでしょう、ね。よく調べてみてください。以上です。答弁はいいです。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第4号「消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第5、議案第5号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第5号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、本町における行政手続等の押印の在り方を見直すことで、町民の各種申請時における負担の軽減及び利便性の向上を図るため、条例により押印を規定している5つの条例の改正を行うべく、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 これは、条例以外のことはないんでしょうか、1つ。私はちょっと条例以外のことでちょっとお尋ねしますが、公務員で、時間外勤務というんでしょうか、残業代の、一度私は判こをみんな1か月全部自分で押して、曲がった判こは曲がったということで一度質問したことがあって、今は直ってるようですが、これもこの条例には入っているんでしょうか。それとも、入らないんでしょうか。服務規程なのんでしょうか、どっちでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 石崎総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 時間外勤務に対する押印につきましては、今回の条例改正の中身には入ってございません。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。質疑ありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 条例に規定している押印の取扱いについては削除するというようなことでございますが、条例に規定していない町への各種申請、これらについての申請時の押印というものもなくなるということによろしいんですか。

○議長【石崎幸寛君】 石崎総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 押印の廃止については、できるものから速やかにやっていきたいということで考えてございます。こうした中で、条例の他に規則や要綱、さらには慣行などで押印を求めているものについて、押印の見直しを進めていくことにしているところでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第5号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第6、議案第6号「上三川町新型コロナウイルス感染症対応基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第6号「上三川町新型コロナウイルス感染症対応基金条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、コロナ禍における感染症対策や「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応について、弾力的に対処できる資金として、今年度中止した各種イベント事業費等を財源として、基金を設置するため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありません

か。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ただいま提案理由の中にありました今年度中止した各種イベントということですが、どのようなイベントが幾つあったのかお聞かせ願いたいとともに、事業費を財源としてとありますが、その財源は幾らなのかお教え願えればと思います。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。枝企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 今年度中止したイベントということでございますけれども、夏に予定しておりましたサマーフェスティバルであったりお祭り事業、あるいは町民のレクリエーション祭、マラソン大会、駅伝大会、様々なイベントを中止した事業費等を財源にしているものでございます。金額等につきましては、今回の議案第18号、一般会計補正予算の第11号に計上させていただいておりますけれども、5,081万4,000円を計上しております。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 夕顔サマーフェスティバルとかみこしとかレクリエーションとかとありましたけれども、幾つぐらいの事業が中止になっているんですか。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 様々なイベント等の中止がございましたので、今手元には数に関する資料は持ち合わせておりませんので、今現在ちょっとお答えできません。

○議長【石崎幸寛君】 他にございませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 コロナウイルスの基金をつくるということは、私もこれ、質問の中に入ってるものですから、改めて質問はしますが、町に14の基金があります。これを使うと、15の基金ができるわけですね。基金をつくるのは結構なんですけど、何をどうするかも分からないで、みんな貯金はしても金利はつかないんですよ。そうすると、何もやろうとしないから基金に積んじゃうということにしか私には聞こえないんですが、そういうことでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 何を聞いたんだらう。今はこの基金をつくるかどうかということなんですけど、質問の内容。

○9番【勝山修輔君】 分かりませんか。14の基金があるんですよ、今現在ね、町に。そこへこのコロナの基金をやると15になるんです。コロナの基金をつくる前に何をやるのかというのを決めて、コロナの基金をつくるんですかと聞いているわけ。また一般質問で別なことを聞きますが、今、コロナの基金をつくるのは、どういう理由でつくるんですかと聞いているんですよ。

○議長【石崎幸寛君】 理由は今説明したとおりだと思うんですけど、まだ理由を聞くんですか。

○9番【勝山修輔君】 詳しくお聞きしたいです。

○議長【石崎幸寛君】 じゃ、枝企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 基金の設置の目的は、条例の1条に示してありますとおり、新型コロナウイルス感染拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済及び住民生活の支援を図る事業に必要な資金に充てるために設置するものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第6号「上三川町新型コロナウイルス感染症対応基金条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

枝企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 先ほど志鳥議員のほうから質問を頂きましたイベント等の中止ですけれども、全部で23のイベント等が中止になりまして、それを財源としているものでございます。

○議長【石崎幸寛君】 会議を進めます。

○議長【石崎幸寛君】 日程第7、議案第7号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第7号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、「地方税法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、本町におきましても同様の措置を講じるため、また、国民健康保険税の負担の公平性の確保及び被保険者の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第7号「上三川町国民健康保険税条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第8、議案第8号「上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第8号「上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、町の障がい者等支援施設である「上三川ふれあいの家ひまわり」及び「上三川町子ども発達支援センター」において行う事業の区分を明確にするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ございませんか。9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 まず、ひまわりの家において行う行事は次のとおり、というふうに規定で定めるとありますが、どういうことが変わるんだということを審議する前に議員に明確にしてはいただけないでしょうか。ただ変える変えるということじゃ、子ども発達支援のところ、6条の2の2を、規定を従来の規定で定める事業とするというふうになるなら、変わる理由、変える理由、それがここに書いてあれば判断もしやすいんですが、何を变えたんだか分からないで審議してくれ審議してくれというのは、これ、もらってから議員が各課に出向いていってどう変わるかということを知ることなんでしょうか。そうだというなら、今度からそういうふうにするつもりですが、何をどう変えるんだかというのをここに明示して、ここが変わるんだと言えばそれで済むんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長【石崎幸寛君】 梅沢健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 今回の条例改正につきましては、先ほど町長の答弁の中でもありましたが、事業の区分を明確にするためというのが目的でございます。改正前の条文でございますと、上三川ふれあいの家ひまわり、それと上三川子ども発達支援センター、こちらで行っています業務につきまして、条文上、混在している状態にありました。どちらの施設でどういう事業をやっているのかというのが分かりづらい条文になっておりましたので、今回は両方の施設で行っている事業、それとひまわりで行っている事業、それと発達支援センターで行っている事業、それぞれ3つの項を立てまして明文化を、明確に分けたというものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そこまで分かっているんなら、こういうことを変えたんですよというぐらい書いてくれることのほうが簡単じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長【石崎幸寛君】 梅沢健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 議案書の15ページのところの議案第8号、その記のところの理由としまして、障がい者等支援施設における事業の区分を明確にするためと、理由としては説明させていただいているつもりでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第8号「上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第9、議案第9号「上三川町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第9号「上三川町介護保険条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、令和3年度から今後3か年の介護保険事業計画に定めるサービス等の見込み量に対し、計画期間内の財政の均衡を保つよう、現行の保険料率の見直し、また、税制改正における所得指標の基準及び納付期間において、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第9号「上三川町介護保険条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第10、議案第10号「上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」から日程第13、議案第13号「上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」までの4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第10号から議案第13号までを一括してご説明いたします。

まず、議案第10号「上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、介護保険法第81条の規定に基づき、従うべき基準とされている厚生労働省令の一部が改正され、運営に関する基準等を新たに定める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、介護保険法第78条の4の規定に基づき、従うべき基準とされている厚生労働省令の一部が改正され、運営に関する基準等を新たに定める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、介護保険法第115条の14の規定に基づき、従うべき基準とされている厚生労働省令の一部が改正され、運営に関する基準等を新たに定める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第13号「上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、介護保険法第115条の24の規定に基づき、従うべき基準とされている厚生労働省令の一部が改正され、運営に関する基準等を新たに定める必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

議案第10号「上三川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「上三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「上三川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「上三川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第14、議案第14号「上三川町介護認定調査員設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第14号「上三川町介護認定調査員設置条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、介護認定調査員の任用要件を見直し、新たに社会福祉士、及び介護福祉士の資格を有する者等も対象にするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第14号「上三川町介護認定調査員設置条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 審議途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して会議を開きます。

○議長【石崎幸寛君】 日程第15、議案第15号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、及び日程第16、議案第16号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第15号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、子ども・子育て支援法が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第16号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、ご説明いたします。

本案件は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

議案第15号「上三川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「上三川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第17、議案第17号「町道路線の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第17号「町道路線の認定について」、ご説明いたします。

本案件は、開発行為の工事完了に伴い、帰属された道路を、新たな町道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ございませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ちょっと疑問に思ったものですかからお聞きしたいんですけども、全員協議会の資料のこの5-218号線の位置図を見ると、これは幹線道路からちょっと入ったところなんですよ。この図面からいくと、今回は延長が92.8メートルで、幅員というところで6メートルから15.5メートルとなっているんですが、全協で提示された、示された図面では、そのような幅員がどこにあるのかなというふうに思ったものですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまの志鳥議員の質問に対してご説明いたします。

今回の町道認定につきましては、富士山地域内で、特別養護老人ホームふじやま荘の南側に民間開発により町に帰属した道路でございます。延長が92.8メートル、幅員につきましては、6メートルから15.5メートルということで、それがどこになるのかということなんですけど、道路の幅員自体は6メートルでございます。ただですね、隅切り部分、この部分を含めて15.5メートルという形になってくるということでございます。

以上です。よろしいですか。

○議長【石崎幸寛君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そうすると、かなり大きく隅切りを取ってあるというようなことでございますね。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 はい、そのとおりでございます。

○議長【石崎幸寛君】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから採決いたします。

議案第17号「町道路線の認定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第18、議案第18号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第11号）」から、日程第24、議案第24号「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第4号）」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第18号から議案第24号までを一括してご説明いたします。

まず、議案第18号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第11号）」について、主なものを説明いたします。

今回の補正予算は、国の第3次補正予算事業をはじめとした、当面する課題に適切に対応するため、緊急に実施する必要のあるもの、歳入歳出予算額の確定、若しくは確定見込みのもの、繰越明許費、及び地方債を補正するとともに、今後の財政運営の安定性及び健全性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入の主なものといたしまして、町税では、町たばこ税を減額補正いたします。地方譲与税では、地方揮発油譲与税を減額補正いたします。交付金では、地方消費税交付金を増額補正いたします。分担金・負担金では、保育所扶養義務者負担金を減額補正いたします。国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び社会資本整備総合交付金を増額補正いたします。県支出金では、こども医療費対策費補助金を減額補正いたします。繰入金では、財政調整基金繰入金を減額補正いたします。諸収入では、栃木県町村会からの助成金を増額補正いたします。町債では、土木債及び減収補填債を増額補正いたします。

次に、歳出の主なものといたしまして、総務費では、新設します新型コロナウイルス感染症対応基金への積立金を増額補正いたします。民生費では、児童医療費の助成費用及び幼児教育無償化に係る給付費を減額補正いたします。衛生費では、インフルエンザ等予防接種に係る費用を減額補正いたします。農林水産業費では、農業従事者等に対する各種補助金について減額補正いたします。商工費では、県信用保証協会への負担金を減額補正いたします。土木費では、上三川インター南産業団地内道路及び公園通り等整備の他、都市公園内の遊具の更新に係る工事費について増額補正いたします。消防費では、町消防団詰所整備に係る工事費を減額補正いたします。教育費では、GIGAスクール構想に係る事業費を減額補正し、富士山公園テニスコート改修に係る工事費を増額補正いたします。

さらに、繰越明許費を第2表のとおり、地方債を第3表のとおり補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額に1億156万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を154億5,149万1,000円とするものでございます。

次に、議案第19号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」について、ご説明いたします。

歳入では、保険給付費等交付金の収入見込額の減額、歳出では、保険給付費の支出見込額の減額などで、この結果、歳入歳出予算総額から127万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を29億6,320万円とするものでございます。

次に、議案第20号「令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。

歳入では、国庫支出金の交付見込みによる増額等、歳出では、介護サービス費等の見込みによる増額などで、この結果、歳入歳出予算の総額に77万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を23億9,327万8,000円とするものでございます。

次に、議案第21号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。

歳入では、保険料の収入見込額の増額、歳出では、保険料の収入見込額の増に伴う納付金の増額などで、この結果、歳入歳出予算の総額に185万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億8,392万6,000円とするものでございます。

次に、議案第22号「令和2年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、さきに行いました新型コロナウイルス感染症の影響に係る農業集落排水使用料の減免の額確定に伴う財源の組替えを行ったものであり、既定の歳入歳出予算の総額3億2,586万7,000円に変更はございません。

次に、議案第23号「令和2年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。

収益的収入における補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る水道料金の減免の額の確定に伴う財源の組替えを行ったものであり、既定の収益的収入予算額5億8,743万2,000円に変更はございません。

また、資本的支出における補正増額2,190万円の内容につきましては、下水道事業への貸付けを行うためのものがございます。

次に、議案第24号「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。

収益的収入における補正増額685万円の内容は、事業費の確定見込みに伴い他会計補助金を減額し、長期前受金戻入を増額するものがございます。

また、収益的支出における補正減額2,000円の内容につきましては、通信運搬費の確定見込みにより減額するものがございます。

次に、資本的収入における補正増額2億3,877万5,000円の内容は、事業費の確定見込みに伴い企業債、他会計補助金及び借入金、国庫補助金を増額するものがございます。

また、資本的支出における補正増額2,495万8,000円の内容につきましては、事業費の確定見込みに伴い建設改良費を増額するものがございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細説明につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 所管課長の説明を求めます。海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 それでは、議案第18号「令和2年度上三川町一般会計補正予算（第11号）」について、ご説明いたします。

事項別明細書によりご説明いたします。補正予算書の12、13ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。第1款町税、第4項たばこ税、1目町たばこ税3,385万6,000円の減でございますが、町内におけるたばこの販売見込み本数の減少によるものがございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、第2款地方譲与税、第1項1目地方揮発油譲与税でございますが、収入見込みにより500万円の減額補正をするものがございます。

第7款第1項1目地方消費税交付金につきましても、収入見込みにより、地方消費税交付金3,100万円、社会保障財源交付金400万円の増額補正をするものがございます。

第8款第1項1目環境性能割交付金につきましては、収入見込みにより400万円の減額補正をするものがございます。

第12款分担金及び負担金、第1項負担金、2目民生費負担金、2節児童福祉費負担金327万6,000円の減額補正につきましては、保育所利用者負担額の収入減に伴うものがございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目民生費負担金407万3,000円の増額につきましては、1節社会福祉費負担金で、国民健康保険保険基盤安定負担金の交付額確定により18万5,000円の増額、対象者の増により、低所得者介護保険料軽減負担金31万3,000円の増額、障害者自立支援給付費の利用者増により2,813万6,000円の増額。2節児童福祉費負担金では、

児童手当の支給対象者の減に伴い1,147万3,000円の減額、子育てのための施設等利用給付交付金で、幼稚園保育料の給付額が当初見込みより少なかったことにより1,308万8,000円を減額するものでございます。

同じく第2項国庫補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金1億5,835万9,000円の増額補正でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5,686万3,000円と、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として、戸籍法改正に伴うシステム整備費用の全額149万6,000円を見込むものでございます。2目民生費補助金105万4,000円の減額補正の内訳といたしましては、1節社会福祉費補助金で39万6,000円の増額。こちらは、障害者総合支援事業として、令和3年度からの障害者福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費用の2分の1を見込むものです。また、2節児童福祉費補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の補助金の額の確定により145万円を減額するものです。3目衛生費補助金、1節保健衛生費補助金58万8,000円は、母子衛生事業で産後ケア利用者の減に伴い減額するものです。4目土木費補助金1億1,511万2,000円の増額補正につきましては、1節道路橋梁費補助金で8,288万9,000円の増額。内訳につきましては、社会資本整備総合交付金事業の交付額の確定及び国の第3次補正により追加内示を受けたことによるものです。また、道路メンテナンス事業550万円につきましては、補助メニューの変更により、橋梁長寿命化工事分を社会資本整備総合交付金から組替えするものでございます。2節住宅費補助金で447万7,000円の減額は、社会資本整備総合交付金事業の交付額の確定によるものでございます。3節都市計画費補助金3,670万円の増額は、公園遊具の更新及び富士山公園テニスコート改修事業に、同じく国の補正予算により、社会資本整備総合交付金の追加内示を受けたことにより計上するものでございます。14、15ページをお開き願います。5目教育費補助金3,832万6,000円の減額補正につきましては、1節小学校費補助金で2,750万7,000円の減額。内訳といたしましては、要保護児童援助費及び特別支援教育就学奨励費では対象者の減により、公立学校情報通信ネットワーク整備事業では内示額により、それぞれ記載のとおり減額するものでございます。2節中学校費補助金でも、同様の理由により、合わせて1,081万9,000円を減額するものです。

第15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費負担金475万4,000円の増額につきましては、1節社会福祉費負担金で、交付額の確定により国民健康保険保険基盤安定で84万5,000円の増額、後期高齢者医療保険基盤安定で32万2,000円の減額、低所得者介護保険料軽減負担金で15万6,000円の増額、障害者自立支援給付費は、利用者の増により1,406万8,000円の増額を、2節児童福祉費負担金では、支給対象者の減により、児童手当344万9,000円を、また幼稚園、保育料の給付額の減により、子育てのための施設等利用給付交付金654万4,000円をそれぞれ減額するものです。

同じく第2項県補助金、1目総務費補助金635万円の増額補正につきましては、1節総務管理費補助金で、移住支援金の該当者がいなかったため、地方創生推進交付金75万円を減額し、新たに業務改善への取組として導入したRPA実証実験が未来技術活用促進支援事業の採択を受けたことにより138万5,000円を増額するものです。2目民生費補助金958万円の減額は、2節児童福祉費

補助金で、それぞれ事業費の確定見込みにより、こども医療費で801万円、第3子以降保育料等免除事業で157万円を減額するものです。4目農林水産業費補助金、1節農業費補助金1,125万円の減額補正につきましては、とちぎの元気な森づくり事業で15万円の増額と農地集積推進事業で488万7,000円の減額、多面的機能支払事業で70万8,000円の減額、産地生産基盤パワーアップ事業で580万5,000円の減額、それぞれ事業費額の確定によるものでございます。5目土木費補助金、1節住宅費補助金93万1,000円の減額補正につきましては、民間住宅耐震診断等助成事業及びとちぎ材の家づくり耐震支援事業につきまして、それぞれ対象者の減により減額するものでございます。

同じく第3項委託金、1目総務費委託金80万5,000円の減額補正につきましては、4節統計調査費委託金で、国勢調査費の交付額の確定により減額するものでございます。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財源が確保できたことにより減額するものです。4目町営住宅施設整備基金繰入金につきましては、下町第二町営住宅屋上防水改修工事の事業費確定に伴い減額するものです。

16、17ページをお開き願います。第20款諸収入、第4項3目雑入100万円の増額補正につきましては、町村会からの新型コロナウイルス感染症対応町村支援助成金を計上するものでございます。

第21款第1項町債、1目総務債180万円の減額補正につきましては、1節総務債で、庁舎改修事業の確定により減額するものでございます。3目土木債1億490万円の増額補正につきましては、国の第3次補正により社会資本整備総合交付金の追加内示がありましたので、1節道路橋梁債、道路新設改良事業で5,440万円、3節公園債、公園施設整備事業で3,670万円、4節街路債、公園通り整備事業で1,380万円の増額をするものでございます。4目消防債では、消防防災施設等整備事業費の確定により360万円を減額するものでございます。5目教育債では、学校教育施設等整備事業費の確定見込みにより、1節中学校債で680万円、3節小学校債で3,130万円を減額するものです。7目減収補填債9,820万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による地方税の減少分を補填するため借入れするものです。

以上で歳入につきまして説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 石崎総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 続きまして、歳出予算のご説明をさせていただきますが、各予算科目での説明に入ります前に、給与費明細書のご説明をさせていただきます。28ページ、最後のページをお開きいただきたいと思います。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで総括して説明をさせていただきますので、各予算科目の中での給与費関係の内容説明は省略させていただきますので、ご了承くださいと思います。

それでは、28ページの補正予算給与費明細書の特別職でございますが、表の一番下、比較の欄をご覧いただきたいと思います。その他の特別職における職員数の3人の減員につきましては、国勢調査における統計調査員について、実績により減員するものでございます。また、報酬の91万6,000円の減につきましては、国勢調査における統計調査員について、基準単価が見込みより安価になりましたこと、及び乳幼児健康診査について、新型コロナウイルス感染症への対応として実施回数を減らしたこ

とによりまして、不用額が発生することになったため、減額するものでございます。

続きまして、各予算科目におけるご説明をさせていただきます。戻りまして、18、19ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の292万円の減額補正でございますが、17節備品購入費の422万円の減額につきましては、公用車の購入について、今年度での購入を取りやめましたことにより減額するものでございます。また、18節負担金、補助及び交付金の130万円の増額につきましては、県職員との人事交流に伴う栃木県の負担金について、額の確定により増額するものでございます。続きまして、2目財産管理費の240万円の減額補正でございますが、これは12節委託料によるもので、庁舎の外壁建具、屋上防水改修工事の実施に伴う工事監理業務の委託料について、委託料を算定するための基礎資料としております県などの積算基準が改定されたことに伴い、見込みより安価で契約できることになったことにより、不用額が発生することになったため、減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、6目財政管理費、24節積立金でございます。補正額5,081万4,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対応基金を設置し、令和2年度に中止したイベント等の事業費を財源に積立てするものでございます。7目企画費297万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、RPA導入等の業務改善事業費の確定により、13節使用料及び賃借料で197万9,000円、及び18節負担金、補助及び交付金で、移住支援金の該当者がなかったことにより100万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 大山地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 続きまして、8目公共交通費、補正額158万7,000円の減額は、12節委託料でデマンド交通運行事業の確定見込みにより285万3,000円の減額と、18節負担金、補助及び交付金で、生活路線維持事業等の補助金確定により126万6,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 続きまして、第2項徴税费、1目税務総務費、22節償還金、利子及び割引料、諸税還付金90万円の増額につきましては、法人町民税の確定申告や修正申告による還付が見込みを上回り、還付金に不足が生じたため、補正計上するものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 星野住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費149万6,000円は、戸籍システム改修に係る費用が国庫補助として交付決定したため、財源調整をするものでございます。

以上でございます。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、第5項統計調査費、1目統計調査総務費80万5,000円の減額につきましては、国勢調査の事業費確定によりまして、報酬以外のものとしまして、7節報償費で3,000円、10節需用費で7万円、11節役務費で6万7,000円、12節委託料で4万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 梅沢健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の59万4,000円の増額補正につきましては、24節積立金で、ふるさと納税として採納された寄附金を社会福祉基金に積み立てるものです。続きまして、2目障害者福祉費の5,706万4,000円の増額補正は、12節委託料で、電算システムの更新費用として79万2,000円、19節扶助費で、障害福祉サービスや障害児通所支援事業において、利用件数が当初見込みを上回ったことにより、給付費に不足が生じたため5,627万2,000円の増額補正を行うものです。続きまして、5目老人福祉費の842万1,000円の減額補正につきましては、まず18節負担金、補助及び交付金の1,300万円の減額は、令和元年度の栃木県後期高齢者医療広域連合の市町負担金の額が確定したことによるものです。次のページをお開き願います。22節償還金、利子及び割引料の4,000円の増額は、低所得者保険料軽減負担金の確定による県への返還金でございます。27節繰出金の457万5,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計の保険基盤安定繰出金と介護保険事業特別会計の介護給付費繰出金と後期高齢者医療特別会計の保険基盤安定負担金のそれぞれの額が確定したことにより、所要の額を増額あるいは減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 星野住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、6目国民年金事務費、22節償還金、利子及び割引料12万3,000円の増額は、額の確定による国庫委託の返還金でございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田仲子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 続きまして、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,790万円の減でございますが、18節負担金、補助及び交付金につきましては、子育て世帯を支援するための臨時特別給付金の支給が完了し、執行予算額が確定したことにより、国分と町分をそれぞれ145万円減額するものでございます。また、19節扶助費では、児童手当支給額の確定見込みにより1,500万円を減額するものでございます。続きまして、2目母子福祉費、補正額3,007万6,000円の減でございますが、12節委託料では、各種業務支援で27万6,000円、診療報酬明細書審査で180万円、19節扶助費では、児童医療費助成の2,800万円を予算執行額の確定見込みによりそれぞれ減額するものでございます。3目子ども・子育て支援費、補正額2,568万4,000円の減でございますが、12節委託料では、保育所等で実施しております障がい児保育の

経費198万円を、19節扶助費では、教育・保育の無償化に関連した給付費等につきまして、合計で3,070万7,000円を額の確定見込みにより減額するものでございます。また、22節償還金、利子及び割引料の700万3,000円の増につきましては、令和元年度の子ども・子育て支援交付金の実績に基づく国庫補助金及び県補助金の返還分を計上したものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 梅沢健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、第4款衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の206万5,000円の減額補正につきましては、まず、18節負担金、補助及び交付金の262万6,000円の減額。こちらは、7月補正において新型コロナウイルス感染症対策として実施しました水道料金の減免による収益減に対する補助として、水道事業会計に支出する補助金の額が確定したことにより減額するものでございます。22節償還金、利子及び割引料の56万1,000円の増額は、国・県の補助事業の額の確定により返還金が生じたことによるものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 田仲子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 続きまして、10目母子衛生費、補正額1,333万7,000円の減でございますが、各種母子健康事業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、やむを得ず中止となりました月の分の経費を減額するとともに、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時期に流行することを防ぐために実施いたしましたインフルエンザ予防接種の接種期間が2月末をもちまして終了したことにより、予算執行額の確定見込みとして減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 小池農政課長。

○農政課長【小池光男君】 続きまして、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費をご説明いたします。18節負担金、補助及び交付金の1,163万5,000円の減額は、補助金に関しましては、産地生産基盤パワーアップ事業によるバラ農家の生産用ハウス3連棟の建設工事の額の確定により580万5,000円を減額するものでございます。次のページ、22、23ページをご覧くださいと思います。交付金に関しましては、農地集積協力金の488万7,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。多面的機能支払事業の94万3,000円の減額につきましては、額の確定によるものでございます。次に、5目農地費をご説明いたします。18節負担金、補助及び交付金の259万4,000円の増額は、基幹水利施設ストックマネジメント事業の154万4,000円の増額については、国庫金の補正予算の採択を受け、令和3年度に予定をしていました鬼怒中央2地区の事業が令和2年度に前倒しで実施することとなったため、町の負担額を増額するものでございます。県営かんがい排水事業の105万円の増額につきましては、多功地内の江川護岸改修事業の額の確定により、町の負担額を増額するものでございます。27節繰出金の19万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策による使用料の減免額の確定により、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

以上で6款の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 枝商工課長。

○商工課長【枝 博信君】 続きまして、第7款第1項商工費、2目商工振興費45万円の減額補正でございます。18節負担金、補助及び交付金のうち、負担金で、栃木県信用保証協会への負担金が、新型コロナウイルス感染症感染の対策のためのコロナ関係資金、これにつきましては負担金が免除ということで、免除になるため45万円の減額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 鶴見都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 続きまして、第8款土木費、第1項土木管理費、1目土木総務費の60万円の減額補正につきましては、18節負担金、補助及び交付金の60万円は、狭あい道路後退用地寄付補助金における申請がなかったことにより減額するものでございます。

続きまして、第2項道路橋梁費、2目道路維持費130万円の減額補正につきましては、委託料の470万円は、舗装の長寿命化における路面性状調査に係る経費であり、国の補正予算の内示により増額するものでございます。14節工事請負費の補正予算600万円につきましては、舗装修繕工事に係る経費であり、国の内示がなかったことにより減額するものでございます。3目道路新設改良費1億3,687万5,000円の増額補正につきましては、12節委託料の100万円は、町道4-366号線他1路線の道路整備に伴う調査測量設計業務の経費であり、額の確定により減額するものでございます。14節工事請負費1億3,000万円につきましては、町道3-123号線、石田地内の道路改良工事に係る経費であり、国の補正予算の内示により増額するものでございます。18節負担金、補助及び交付金の787万5,000円につきましては、県事業負担金に係る経費であり、額の確定により増額するものでございます。4目橋梁維持費の70万円の増額補正につきましては、14節工事請負費の70万円でございます。現在施工中の橋本東橋の橋梁修繕工事において、新たに補修箇所が判明したことにより、増額するものでございます。

続きまして、第4項都市計画費、1目都市計画総務費942万5,000円の減額補正につきましては、願成寺地区市街地整備事業における街区公園の調査測量設計及び不動産鑑定評価に係る経費であり、地権者との用地交渉が難航していることにより、本年度における事業の実施が困難なため、減額補正するものでございます。2目公園管理費3,558万8,000円の増額補正につきましては、10節需用費の補正予算130万円は、公園における光熱水費の経費であり、額の確定見込みにより減額するものでございます。12節委託料の補正予算68万8,000円につきましては、機械器具点検として、公園遊具の点検に79万2,000円、及び計画策定として、公園長寿命化計画策定に65万8,000円、こちらにつきましては、額の確定により減額するものでございます。また、設計といたしまして、遊具の改修設計に213万8,000円、こちらにつきましては、国の補正予算の内示により増額するものでございます。14節工事請負費の補正予算3,620万円につきましては、公園施設の長寿命化修繕計画に基づき、実施する遊具の改修工事に係る経費であり、国の補正予算の内示により増額するものでございます。3目街路事業費3,692万1,000円の増額補正につきましては、14節工事請負費の3,692万1,000円は、町道2-22号線公園通りの整備に係る経費であり、国の補正予算により増額するものでございます。4目公共下水道費126万5,000円の減額補正につきましては

は、18節負担金、補助及び交付金の126万5,000円、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策における使用料減免額の確定により減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 柴建築課長。

○建築課長【柴 光治君】 続きまして、24ページ、25ページをお開き願います。第5項住宅費、1目住宅管理費827万7,000円の減額補正の内容についてご説明いたします。12節委託料232万2,000円、及び工事請負費267万3,000円の減額につきましては、委託料及び町営住宅の改修工事の額の確定による減額でございます。次に、18節負担金、補助及び交付金の328万2,000円の減額につきましては、主に民間住宅の耐震診断、改修等の補助額の確定により減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 会議途中ですが、昼食のため休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復しまして、会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 なお、会場が暑い方がいらっしゃるようなので、暑い方は上着を脱いで結構です。

石崎総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 それでは、24、25ページの第9款消防費、第1項消防費からご説明をさせていただきたいと思っております。3目消防施設費の664万円の減額補正でございますが、12節委託料の51万7,000円の減額につきましては、消防団詰所の新築工事の実施に伴う管理業務の委託料について、委託料を算定するための基礎資料としております県などの積算基準が改定されたことに伴い、見込みより安価で契約できることになったことにより、不用額が発生することになったため、減額するものでございます。また、14節工事請負費の580万円の減額につきましては、第1分団第2部の消防団詰所新築工事について、主には敷地面積を拡張しての建て替え工事となっている中で、地権者との協議調整の結果、当初計画した面積まで拡張できなくなりましたことにより、不用額が発生することになったため、減額するものでございます。また、17節備品購入費の32万3,000円の減額につきましては、入札の実施による落札残により、不用額が発生することになったため、減額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 吉澤教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 続きまして、第10款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費103万9,000円の増額補正につきましては、24節積立金、義務教育施設整備基金に、ふるさ

と納税の確定見込みにより増額補正し、積み立てるものでございます。次に、3目教育研究所費7,984万1,000円の補正につきましては、GIGAスクール構想事業を含むタブレット型端末整備事業が確定したことによる減額補正が主なものでございます。10節需用費281万9,000円の減額は、消耗品費で、タブレットケースと保護フィルム500台分の購入費が確定したことによる不用額を計上するものです。12節委託料7,442万5,000円の減額のうち、事務機器保守で575万5,000円の減額は、Wi-Fi型端末導入分1,308台の初期設定の費用が見込みより安価に済んだことによる不用額を計上するものです。また、情報通信ネットワーク整備事業において6,867万円の減額は、事業が確定したことによる不用額を計上するものでございます。13節使用料及び賃借料280万2,000円の減額は、タブレット用教育支援アプリのロイドノートのソフトウェア使用料で、使用料の設定金額変更により安価となったため、不用額を計上するものでございます。17節備品購入費20万5,000円の増額補正につきましては、導入しましたタブレット型端末をより有効活用するために使用しておりますアップルTV機器を購入するために、不足分を購入するために計上するものでございます。

次に、第2項小学校費、1目学校管理費1,702万円の減額補正の内訳につきましては、10節需用費529万円は、各学校に配当しております光熱水費において、コロナ禍の影響によりプール等の授業を実施しなかったことによる不用見込額を減額するものです。12節委託料40万7,000円と14節工事請負費1,151万1,000円の減額は、北小学校の給水設備の改修工事を予定しておりましたが、コロナ禍の影響で夏休みが短縮となり、工事期間が確保することができなかつたため、改修事業を見送ったことによる不用額を計上するものでございます。17節備品購入費18万8,000円の増額補正につきましては、来年度から特別支援学級が本郷北小学校、坂上小学校、明治南小学校に新たに設けられることになりまして、教室等に必要な備品を年度内に準備するために経費を計上するものでございます。次に、2目教育振興費260万円の減額補正につきましては、19節扶助費で、特別支援教育就学奨励費と要保護・準要保護児童援助費において、年度途中の新規認定者が少なかったことや、コロナ禍の影響で修学旅行等が変更になったことなどがあり、支給額が少なかったことによる不用額を減額するものでございます。

続きまして、第3項中学校費、1目学校管理費347万円の減額補正につきましては、10節需用費、こちらも小学校費と同じ理由で光熱水費のほうが不用見込みとなりましたので、減額補正するものです。次に、2目教育振興費の420万円の減額補正につきましても、19節扶助費で、特別支援教育就学奨励費などで、やはりコロナ禍の影響で行事等が中止となり、支給額が少なかったことによる不用額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 星野生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 続きまして、26ページ、27ページをお開きください。第4項社会教育費、2目公民館費13万5,000円の増額補正は、公民館施設の利用者に開始や終了の時間を知らせるチャイムが壊れてしまったため、更新するために17節備品購入費を補正するものでございます。3目図書館費の補正は、図書館に設置する予定でございます書籍除菌機の購入費において、県町村

会の新型コロナウイルス感染症対策町村支援助成金を充当することによる財源の振替でございます。

次に、第5項保健体育費、3目体育施設管理費4,254万5,000円の増額補正は、富士山公園テニスコートの改修事業において、今年度の国の補助金の内定を受けたことから、12節委託料で工事の設計監理費104万5,000円を、14節工事請負費で改修工事費4,150万円を増額するものでございます。

以上です。

○議長【石崎幸寛君】 枝企画課長。

○企画課長【枝 淑子君】 続きまして、第12款第1項公債費、1目元金で624万円の減額、2目利子で300万円の減額、これらにつきましては、地方債元金償還額及び地方債利子償還額の確定見込みによるものでございます。

ページを戻っていただきまして、6ページ、7ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。こちらの補正につきましては、追加として、表に記載のとおり、第6款農林水産業費、第1項農業費、田んぼダム整備事業の255万4,000円から第10款教育費、第5項保健体育費、富士山公園テニスコート改修事業4,254万5,000円までの事業につきまして、いずれも令和2年度内の事業完了が困難であるため、それぞれ繰越明許を行うものでございます。また、変更につきましては、第8款土木費、第2項道路橋梁費、道路整備事業において、金額を1億7,329万3,000円から2億5,445万円に、第4項都市計画費、公園維持管理事業において、金額を7,440万1,000円から8,992万4,000円にそれぞれ増額変更するものでございます。

第3表地方債補正でございます。追加につきましては、先ほど歳入で説明いたしました減収補填債について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。下の表の変更につきましては、表に記載のとおり、1の庁舎改修事業から10の学校教育施設等整備事業までの事業につきまして、先ほど歳入の町債で説明しましたとおり、補正後の限度額を定めるものでございます。

以上で、令和2年度上三川町一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 星野住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第19号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。第5款県支出金、第2項県補助金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金330万円の減額は、支出見込みの減によるものでございます。

第9款繰入金、第1項繰入金、2目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金137万1,000円の増額は、額の確定によるものでございます。4節財政安定化支援事業繰入金65万7,000円の増額は、額の確定によるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。第2款保険給付費、第1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金2,000万円の減額、及び、2目退職被保険者等療養給付費、18節負担金、補助及び交付金480万円の減額は、支出見込みの確定によるものでござい

す。4目退職被保険者等療養費、18節負担金、補助及び交付金20万円の減額は、支出見込みの確定によるものでございます。

第2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金、補助及び交付金2,210万円の増額は、支出見込みの確定によるものでございます。2目退職被保険者等高額療養費、18節負担金、補助及び交付金40万円の減額は、支出見込みの確定によるものでございます。

第7款積立金、第1項基金積立金、1目国民健康保険財政調整基金積立金、24節積立金200万円は、額の確定に伴う余剰金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、3目一般被保険者償還金、22節償還金、利子及び割引料1万7,000円の増額は、国庫補助額の確定による超過交付分の返還金でございます。

第13款予備費、第1項予備費、1目予備費1万1,000円は、歳入歳出補正の端数調整による増額でございます。

以上で、議案第19号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 梅沢健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 続きまして、議案第20号「令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

2の歳入からご説明いたします。第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、1目介護給付費負担金の14万4,000円の増額は、平成30年度の介護給付費負担金の額の確定によるものでございます。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、4目低所得者介護保険料軽減負担金繰入金の62万6,000円の増額につきましては、保険料軽減の対象となる低所得者の数が当初見込みを上回ったことにより不足が生じたため、一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、3の歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。

第2款保険給付費、第4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費の120万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金で、給付に係る申請が当初見込みを上回ったことによるものでございます。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・日常生活支援総合事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業の432万円の増額補正は、11節役務費で2万円、こちらは給付申請が当初見込みを上回ったことにより、審査支払い手数料に不足が生じたことによるものでございます。12節委託料の130万円の増額は、介護予防ケアマネジメント事業で、申請が当初見込みを上回ったことによるものでございます。18節負担金、補助及び交付金の300万円の増額は、サービスの利用件数が当初見込みを上回ったことによるものでございます。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金の489万4,000円の減額補正は、第2款、第3款において歳出の増が生じたため、積立金により不足する財源に充てるためのものでございます。

第5款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、2目償還金14万5,000円の増額補正は、平

成30年度の介護給付費負担金の額の確定により、県への返還金が生じたことによるものでございます。

第6款予備費の減につきましては、歳入歳出全体の補正の調整を行うためのものでございます。

以上で、介護保険事業特別会計（第4号）の説明を終わらせていただきます。

○議長【石崎幸寛君】 星野住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 続きまして、議案第21号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。第1款保険料、第1項保険料、1目保険料、1節現年度分特別徴収保険料528万1,000円の増額は、収入見込みの増によるものでございます。2目現年度分普通徴収保険料299万6,000円の減額は、収入見込みの減によるものでございます。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金、1節保険基盤安定繰入金43万2,000円は、額の確定により減額するものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

3の歳出についてご説明いたします。第2款後期高齢者広域連合納付金、第1項後期高齢者広域連合納付金、1目後期高齢者広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金185万3,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合への納付金の増によるものでございます。

以上で、議案第21号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 川島上下水道課長。

○上下水道課長【川島勝也君】 続きまして、議案第22号「令和2年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、1目農業集落排水使用料の19万4,000円の増額、及び第3款繰入金、第1項1目一般会計繰入金の19万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る農業集落排水使用料の減免額確定に伴い、財源の組替えを行うものでございます。

以上で、議案第22号「令和2年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、説明を終わります。

続きまして、議案第23号「令和2年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。補正予算参考資料によりご説明いたします。

まず、上段の収益的収入ですが、第1款水道事業収益、第1項営業収益、1目給水収益の262万7,000円の増額、及び第2項営業外収益、5目他会計補助金262万7,000円の減額、こちらは一般会計からの補助金になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響に係る水道料金の減免額確定に伴い、財源の組替えを行うものでございます。

次に、下段の資本的支出ですが、第1款水道事業支出、第4項長期貸付金、1目他会計貸付

金2,190万円の増額は、下水道事業への貸付けを行うためのものでございます。

以上で、議案第23号「令和2年度上三川町水道事業会計補正予算（第3号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第24号「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第4号）」について、ご説明いたします。

補正予算書の10、11ページをお開きください。補正予算参考資料によりご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出になります。上段の収入ですが、第1款下水道事業収益、第1項営業収益、1目下水道使用料126万3,000円の増は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う下水道使用料の減免の額確定によるものがございます。

第2項営業外収益、2目他会計補助金1億9,414万1,000円の減は、一般会計補助金の調整により、収益的収入から資本的収入へ振替を行うため、減額するものがございます。

次に、4目長期前受金戻入は、減価償却に伴って収益化する実際の現金収入を伴わない収益であり、算出方法の見直しにより1億9,972万8,000円を増額するものがございます。

次に、下段の支出ですが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、4目公共下水道事業総係費2,000円の減は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う下水道使用料の減免の額確定により、通信運搬費を減額するものがございます。

続きまして12、13ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。

まず、上段の収入ですが、第1款下水道事業収入、第1項1目企業債の1,400万円の増は、事業費の確定見込みに伴い、各事業の企業債を増額するものがございます。

第3項1目他会計補助金1億9,287万6,000円の増は、一般会計補助金の調整により、収益的収入からの振替を行うため増額するものがございます。

第4項1目他会計借入金2,189万9,000円の増は、事業費の確定見込みにより、水道事業会計からの借入れを行うため、増額するものがございます。

第5項1目国庫補助金1,000万円の増は、国の第3次補正による公共下水道事業費補助金の交付見込みにより増額するものがございます。

次に、下段の支出ですが、第1款下水道事業支出、第1項建設改良費、1目公共下水道事業費2,000万円の増は、こちらも国の第3次補正の補助により、雨水対策に伴う水道整備に係る工事費としまして増額するものがございます。3目流域下水道建設費負担金495万8,000円の増につきましても、国の第3次補正の補助により、流域下水道建設事業費の増に伴いまして、負担金を増額するものがございます。

次に、戻りまして、2ページをお開き願います。

補正予算書第4条は、起債の限度額につきまして、事業費の確定見込みに伴い、表のとおり変更するものがございます。

以上で、議案第24号「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算（第4号）」の説明を終わります。

○議長【石崎幸寛君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第18号「令和2年度上三川町一般会計補正予算(第11号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「令和2年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「令和2年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「令和2年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「令和2年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「令和2年度上三川町水道事業会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「令和2年度上三川町下水道事業会計補正予算(第4号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【石崎幸寛君】 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長【石崎幸寛君】 日程第25、議案第25号「令和3年度上三川町一般会計予算」から、日程

第31、議案第31号「令和3年度上三川町下水道事業会計予算」までの7議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 令和3年第2回上三川町議会定例会に当たりまして、町政運営に対する所信の一端を申し上げますとともに、令和3年度予算案についてご説明いたします。

令和2年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。しかし、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、第1次・第2次補正予算の効果もあり、持ち直しの動きが見られました。しかし、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、個人消費の基盤である雇用・所得環境は依然として弱い状態が続いております。

こうした中、政府は、感染症の拡大防止策やポストコロナに向けた経済構造の転換、防災・減災、国土強靱化の推進など、安全・安心の確保を柱とする「国民の命と暮らしを守る、安心と希望のための総合経済対策」を策定し、第3次補正予算が編成されたところであります。また、最近の緊急事態宣言に基づいて、感染拡大を抑えることを最優先に対策を徹底し、経済への影響に対しては、第3次補正予算の着実な執行とともに、予備費も活用して支援策を講じていく、としております。

今後については、コロナワクチンの接種をはじめとする感染拡大の防止策を講じる中で、さきに述べた「総合経済対策」の効果等による持ち直しが期待されるではありますが、国内外の感染拡大の影響により、国内経済が下ぶれするリスクも存在しております。

町政運営に当たりましては、昨年度末に策定いたしました「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき、均衡ある人口構成による地域の持続的発展のため、若年層の東京圏への転出超過をはじめとする人口減少及び少子高齢化の対策に重点を置いた施策を推進していくこととしています。

また、このたび策定いたしました「第7次総合計画後期基本計画」に掲げた施策を積極的に推進し、今般の社会情勢の変化や多様な課題に柔軟かつスピード感を持って対応することにより、町の将来像である『共に創る 時代に輝く 安心・活力のまち 上三川』の実現に向け、邁進してまいります。

次に、令和3年度予算編成に当たっての基本的な事項について申し上げます。

国の令和3年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進するとともに、2025年度の財政健全化目標の達成を目指し、引き続き、歳出改革の取組を継続し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、経済再生と財政健全化の両立を図っていくとしています。

また、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進するとし、地方にも国の取組と基調を合わせ、徹底した見直しを進めるよう求められております。

本町におきましては、町民税の税収が景気動向により大きく変動することから、基金及び町債の活用により年度間の調整を行っておりますが、中長期にわたり財政運営の健全性・安定性を維持していくためには、歳出改革により収支の均衡を図っていくとともに、景気変動にも耐え得る財政構造の確立に努める必要があります。

さらに厳しい運営を強いられる財政状況の中で、本町の令和3年度予算案は、「新規及び拡充事業の

凍結」や「既存事業の見直し・再構築」を原則としつつ、真に必要な経常的な経費や継続的な事業に係る経費を計上いたしました。この他、住民生活に関わる喫緊の課題に対応するために必要となる経費や公共施設等の長寿命化事業など、行政の責務として必ず実施しなければならない事業に係る経費につきましては、精査の上、事業を選択して計上いたしました。

この結果、令和3年度一般会計予算案の総額は112億1,600万円となり、前年度と比較して3億9,200万円、3.4%の減となります。

まず歳入について申し上げますと、自主財源の根幹をなす町税は大幅な減収になると見込んでおります。町民税においては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済情勢の悪化のため、また固定資産税においては、評価替えに伴う家屋等の課税標準額の減、及び令和3年度における中小企業に対する特例減税制度のためであります。3年度の予算計上額は49億600万3,000円となり、前年度比8億37万9,000円、14.0%の減となります。地方交付税のうち普通交付税については、町税の減収などにより、引き続き交付団体となる見込みであることから1億5,000万円を計上いたします。

また、財源の有効活用のため、建設地方債と臨時財政対策債の積極的な導入により、財政負担の平準化を図るとともに、財政調整基金、町債管理基金等の各種基金を、基金残高の確保に留意しつつ、適切に活用していくこととします。

歳入を財源別に申し上げますと、自主財源は62億9,783万2,000円、構成比56.2%、前年度比6億2,261万8,000円、9.0%の減、依存財源は49億1,816万8,000円、構成比43.8%、前年度比2億3,061万8,000円、4.9%の増となります。

次に、歳出につきまして、性質別で申し上げますと、消費的経費は79億784万2,000円、前年度比2億878万5,000円、2.7%の増となります。投資的経費は12億275万8,000円、前年度比5億7,195万6,000円、32.2%の減となります。その他の経費は21億540万円、前年度比2,882万9,000円、1.4%の減となります。

次に、各特別会計予算案について申し上げます。

国民健康保険事業は29億4,300万円で、前年度比2,300万円、0.8%の増。介護保険事業は23億200万円で、前年度比3,400万円、1.5%の増。後期高齢者医療は2億8,800万円で、前年度比800万円、2.9%の増。農業集落排水事業は3億1,900万円で、前年度比1,000万円、3.0%の減となります。

以上、一般会計と特別会計を合計した予算案総額は170億6,800万円となり、前年度予算と比較して3億3,700万円、1.9%の減となります。

最後に、公営企業会計予算案について申し上げます。水道事業会計の収益的収支では、収入5億9,877万9,000円で、前年度比1,138万8,000円、1.9%の増、支出5億7,710万8,000円で、前年度比343万7,000円、0.6%の減、資本的収支では、収入3,256万4,000円で、前年度比1,046万円、47.3%の増、支出6億2,056万3,000円で、前年度比1,272万9,000円、2.0%の減、下水道事業会計の収益的収支では、収入7億9,609万円で、前年度比1,296万7,000円、1.6%の減、支出7億9,368万7,000円で、前年度比1,178万1,000円、1.5%の減、資本的収支では、収入6億1,744万円で、前年度比1

億3,698万7,000円、28.5%の増、支出6億8,432万7,000円で、前年度比3,924万3,000円、5.4%の減となります。

次に、令和3年度当初予算案に基づき、一般会計における主な施策について申し上げます。

第2款総務費では、令和2年度に引き続き、庁舎の屋上防水、外壁改修及び建具更新等の長寿命化のための工事を実施していきます。さらに、明治南コミュニティーセンター及び坂上コミュニティーセンターの大規模改修、及び本郷台地区における『ゾーン30』のエリア整備を実施いたします。また、高齢者の防犯対策として、『特殊詐欺撃退機器購入』の補助制度を創設いたします。

第3款民生費では、自立支援給付、地域生活支援給付及び医療費助成などにより、障がい者の日常生活支援を継続してまいります。また、新生児へのお祝いとしてのベビーギフト贈呈及び第3子等出産祝金の支給、放課後児童の健全育成、医療費の助成、並びに副食費の助成を含めた幼児教育・保育の給付など、子どもの誕生や健やかな成長をめぐる環境づくりに取り組んでまいります。

第4款の衛生費では、特定健診等の受診率向上に取り組む他、ラジオ体操・運動教室等を通して町民の健康づくり活動へのきっかけづくりを推進し、コロナ禍の中、注目されている基礎疾患の早期発見、早期改善に向けて取り組んでまいります。さらに、母子保健施策と子育て支援施策を切れ目なく提供するため、子育て世代包括支援センター「しらピヨ」において、妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じた支援を継続してまいります。また、上三川霊園の需要増に対応するため、一般墓地増設のための設計に着手いたします。

第6款の農林水産業費では、土地利用型経営体育成、農地集積推進及び農業次世代人材投資事業など、引き続き農業の振興に取り組んでまいります。また、近年多発する豪雨災害に対しまして、田川流域における水田に、いわゆる田んぼダムを整備し、雨水貯留機能を高めることで、内水被害の軽減を図ってまいります。

第7款の商工費では、緊急事態宣言の発出などにより、制限されていた社会経済活動の再活性化を図るため、プレミアム商品券の発行を今年度も予算を拡充して実施いたします。

第8款の土木費では、幹線道路、生活道路の計画的な整備、道路・橋梁の適正な維持管理に努め、町内道路網及び快適な道路環境の整備を継続して実施いたします。さらに、中心市街地における既存施設の活用、再整備による市街地回遊ルート構築等の計画策定に取り組んでまいります。また、空家対策として、空き家リフォーム費用の助成、及び特定空き家解体費の助成制度を創設いたします。

第9款の消防費では、豪雨災害等に備え、自治会を単位とする自主防災組織の設立推進及び活動支援を継続し、防災体制の充実・強化を図ってまいります。

第10款の教育費では、GIGAスクール構想に基づく児童生徒1人1台の端末環境を整備し、ICT教育の実践に取り組んでまいります。さらに、日本の伝統文化であるORIGAMIの良さを浸透させるべく、学校教育及び生涯教育の面から施策を展開し、ORIGAMIのまちづくりを発信してまいります。また、2022年の国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」に向け、本年12月に予定されておりますリハーサル大会の準備を進めてまいります。

なお、特別会計及び企業会計に対しては、所要の繰出しと事業費補助を行います。

以上のような施策により、町の将来像『共に創る 時代に輝く 安心・活力のまち 上三川』の実現

に向け、取り組んでまいります。あわせて、持続可能な財政運営のため、行政のスリム化・住民サービスの最適化を進めるなど、行財政改革に努めてまいります。

少子高齢化の進行や人口の減少、厳しい財政運営状況に加え、今回のコロナ危機と、幾多の困難に直面している中、次の世代に未来をつないでいくためには、町議会をはじめ住民、団体、企業の皆様とともに、協働によるまちづくりを強化していくことが大切な視点になります。町民の皆様、議員の皆様の町政に対するより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和3年度に臨む所信の一端を申し上げるとともに、予算案の概要についてご説明いたしました。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 お諮りいたします。議案第25号から議案第31号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第31号までの7議案については、特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、委員会の名称については、上三川町議会の運営に関する要綱第98条の規定により「令和3年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、上三川町議会委員会条例第5条第2項の規定により議会の議決で定めとなっておりますので、議員全員の14人としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の名称は「令和3年度予算特別委員会」に、また、委員会の定数は、議員全員の14人と決定いたしました。

次に、令和3年度予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。正副委員長の選任につきましては、上三川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

○議長【石崎幸寛君】 ここで、正副委員長の互選をするため、暫時休憩いたします。休憩中に互選をいただき、休憩後、その結果について、年長議員の13番、高橋正昭君より報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時50分 再開

○議長【石崎幸寛君】 休憩前に復して、会議を再開いたします。

○議長【石崎幸寛君】 休憩中に互選いただきました、令和3年度予算特別委員会の正副委員長について、報告を求めます。13番、高橋正昭君。

○13番【高橋正昭君】 ただいま別室において審議した結果をご報告申し上げます。

予算委員長に田村 稔議員、副委員長に津野田重一議員、以上であります。

○議長【石崎幸寛君】 ただいま報告のとおり、令和3年度予算特別委員会の正副委員長については決

定いたしました。

お諮りいたします。会議規則46条第1項の規定により、令和3年度予算特別委員会に付託しました議案第25号から議案第31号までにつきましては、3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【石崎幸寛君】 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第31号までについては、3月15日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【石崎幸寛君】 本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から一般質問を行います。大変お疲れさまでした。

午後1時51分 散会